

離婚の際の父母の間における養育費の定めの確保に関する施策の推進に関する法律案の概要 【子どものための養育費の取決めの確保に関する法律案】

目的（1条）

養育費が、離婚をした父母の子が心身ともに健やかに育成されるために必要なものであるにもかかわらず、その定めが離婚のときに必ずしもなされていない現状

離婚の際の父母の間における養育費の定めの確保に関する施策（父母が離婚をする場合において当該父母の間における離婚後の子の監護に関する事項としての養育費の定めが離婚の時以前になされることの確保に関する施策）を総合的に推進

※養育費：離婚後における子の監護に要する費用のうち当該子を監護しない父又は母が負担するもの

基本理念（3条）

- ・養育費の定めがその確実な履行の確保に配意しつつ離婚の時以前に適確になされるようにすること
- ・養育費の定めの内容が子の利益の観点から適切なものとなるようにすること
- ・施策の推進に当たり、協議による養育費の定めをすることを困難とする事情に配慮されるようにすること

国及び地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、離婚の際の父母の間における養育費の定めの確保に関する施策を策定・実施
- ・地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施

法制上の措置等（6条）

政府は、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。

離婚の際の父母の間における養育費の定めの確保に関する施策（7条～9条）

1 養育費の定めが離婚の時以前に適確になされるようにするための制度の整備等（7条）

父母が離婚をする場合、離婚の時以前に強制執行が可能な形（強制執行受諾文言付公正証書等）での養育費の定めがなければならないようになるための制度の整備等

↑ DV等により離婚の時以前に協議による養育費の定めをすることが著しく困難と認められる父又は母に対し、必要な配慮をする。

2 必要な費用の負担を軽減する措置等（8条）

強制執行受諾文言付公正証書の作成費用その他の必要な費用の負担を軽減する措置等

→ 経済的理由により養育費の定めがなされることが困難となることのないようにする。

3 情報の提供、相談等の体制の整備及び充実（9条）

必要な情報の提供、相談その他の援助を行う体制の整備及び充実

※地方公共団体は、2及び3について、国と同様に、施策を講ずるよう努める。

基本的事項の策定等（10条）

法務大臣、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、施策の推進に関する基本的事項を策定・公表

その他（附則）

【施行期日】公布の日（附則1項）

【検討】政府は、この法律の施行後における養育費の定めに関する実態、その履行の状況等を勘案しつつ、養育費の定めが履行されない場合における国による立替払に係る制度の整備その他の養育費の支払の確保に関する施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則2項）